

アスベストが使われているのでは？と不安になったら

吹付けアスベスト調査事業のご案内

福井市では、アスベストによる被害の未然防止を図るため対象となる民間建築物に使用されている吹付け建材のアスベスト含有調査に要する費用の一部を補助します。

申込みの要件

【対象となる建築物】

- ・以下の3つの条件、全てに該当する建築物。
平成18年8月31日までに建築確認を受けた民間建築物
(一戸建て住宅・木造建築物は対象外)
吹付け建材が使用されている建築物
(詳しくは裏面をご参照ください)
福井市が管理する「アスベスト調査台帳」に記載されている建築物

【申込みできる方】

- ・以下の2つの条件を両方満たしている方。
対象建築物を所有している方。
市税を完納している方。
- 申込みは、1所有者につき1回限りです。

補助金額

アスベスト含有調査費に必要な費用を、下記の上限額まで補助します。
消費税額及び地方消費税額は含まれません。

【含有調査費】

25万円 まで

(分析機関に対して支払う調査費用の額のいずれか低い額)

提出書類

1. 交付申請書(様式第1号)
2. 住宅の位置図(住宅地図のコピー等)
3. 対象建築物の建築年月日と所有者がわかる書類
(固定資産 土地・家屋 評価証明書「注」、など)
4. 建築物の所有者の前年度の納税証明書「注」
5. 分析機関で作成された見積書等
6. 調査対象の吹付け材施工箇所のカラー写真
7. 分析機関に建築物石綿含有建材調査者が
在籍していることが確認できる書類

様式は建築指導課ホームページからダウンロードできます。
「注」の書類は、市役所内で取得できます(有料)。
台帳への記載の有無は、アスベスト台帳照会願で確認できます。

申請上の注意事項

<補助金を受けるための大切なポイント>

補助金を利用するには、分析機関と契約する前に補助申請を行い、補助交付決定(内容の承認)を受ける必要があります。

契約後の申請は受付できませんのでご注意ください。

<調査の分析方法について>

補助対象となるアスベスト含有調査の分析方法は、JIS A 1418「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」を用いて行います。

<補助対象となる建材>

補助の対象となる建材の種類については、裏面をご覧ください。

申請の方法、補助制度の内容等について、詳しくはお問い合わせください。

福井市役所 本館5階 建築指導課 (申請・問合せ窓口)

TEL 0776-20-5574

HP



調査補助対象となる建材(飛散性が極めて高いもの)

○吹付け建材



鉄骨の柱や梁に耐火被覆として使用された例

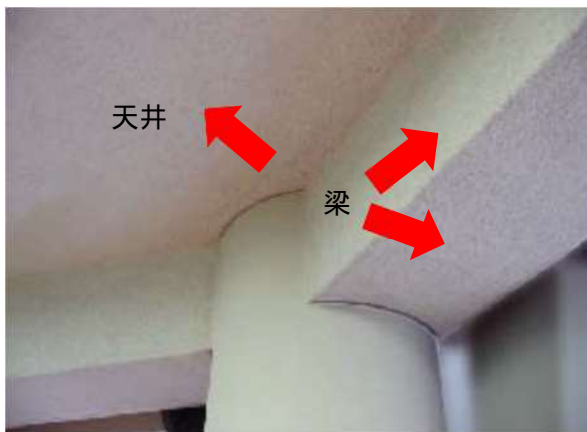
○吹付けロックウール



天井断熱材として使用された例

調査補助対象外の建材

○仕上塗材



仕上塗材として天井や梁に使用された例



仕上塗材として天井に使用された例

○断熱材



屋根裏に使用された例

○保温材



ボイラーに使用された例

国土交通省資料「目で見えるアスベスト建材」より引用